平成２９年（へ）第１５３号
神奈川県藤沢市用田2120番地１
申立人　興亜工業株式会社
代表者代表取締役　三井　和也
権利を争う旨の申述の終期　平成30年１月17日
平成30年１月18日　東京簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＡＣ140922
金額　420,000円
支払期日　平成29年８月10日
支払地　東京都千代田区
支払場所　株式会社みずほ銀行本店
振出日　平成29年４月27日
振出地　栃木県佐野市
振出人　株式会社ＣＫＰ　代表取締役　増田　明久
受取人　株式会社フォームテック
裏書人　株式会社フォームテック　代表取締役　武村　次夫
被裏書人　興亜工業株式会社
最終所持人　申立人

別紙目録記載の権利について公示催告をしたところ、権利の届出の終期である平成30年１月17日までに、適法な権利の届出又は権利を争う旨の申述がなかったので、上記権利は失権する。

平成２９年（へ）第１３２号
申立人　国
代表者法務大臣　上川　陽子
申立人指定代理人　原　康展
同　南　岳央
同　長谷川千代
同　姫野　正史
同　峯田　幹大
同　福島　眞
同　小松　紫暢
権利の届出の終期　平成30年１月17日
平成30年１月18日　東京簡易裁判所
（別紙）　目　録
⑴土地　東京都目黒区駒場二丁目854番１　墓地　16平方メートル
⑵登記年月日番号及び登記した権利の内容
①ア順位番号　２
東京法務局渋谷出張所大正10年７月26日受付第6106号
登記の目的　抵当権設定
原因　大正10年７月23日金円貸借契約
債権額　金１万500円
利息　年１割
抵当権者　東京市京橋区木挽町一丁目14番地　山本　誠一
共同担保　目録第131／0132号
イ順位番号　付記１号
東京法務局渋谷出張所大正12年５月28日受付第2318号
登記の目的　２番抵当権移転
原因　大正12年５月28日債権抵当権譲渡
抵当権者　東京市深川区亀住町21番地　羽山　冨蔵
ウ順位番号　付記２号
東京法務局渋谷出張所大正13年２月８日受付第482号
登記の目的　２番抵当権移転
原因　大正13年２月８日債権抵当権譲渡
抵当権者　東京市本郷区台町60番地　菊地　サメ
②順位番号　４
東京法務局渋谷出張所大正10年12月31日受付第11994号
原因　大正10年12月31日金円貸借契約
債権額　金１万8,000円
損害金　日歩15銭
抵当権者　東京市本郷区台町30番地　菊地　サメ
共同担保　目録第252／0132号
②の登記の目的及び利息は①アの記載に同じ

平成２９年（へ）第１４７号
千葉県野田市花井250番地の117
申立人　石山　竜三
申立人代理人弁護士　宮田　眞
権利の届出の終期　平成30年１月17日
平成30年１月18日　東京簡易裁判所
（別紙）　目　録
⑴土地　東京都北区滝野川四丁目19番１
宅地　462.21平方メートル
⑵登記年月日番号及び登記した権利の内容
東京法務局北出張所明治39年７月26日受付第2171号
登記の目的　賃借権設定
原因　明治39年７月25日設定契約
借賃　１月１円20銭
支払期　毎月初日
存続期間　明治39年７月25日から明治44年７月24日迄
賃借権者　北区滝野川町1839番地　澤島　清市

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２９年（フ）第１５０号
秋田市新屋比内町７番２号　市営住宅12―106号
債務者　播磨　優介
１　決定年月日時　平成30年１月22日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　三浦　広久
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月16日午前10時45分
５　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２７０号
秋田市横森４丁目11番31号
債務者　成田　久和
１　決定年月日時　平成30年１月22日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　上野　裕幸
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月17日午前10時15分
５　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１０２５号
神戸市灘区徳井町２丁目１番６号　ミレアプロ六甲501
債務者　屋敷　道明
１　決定年月日時　平成30年１月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　今井　陽子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月19日午前10時45分
５　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３００号
宮崎市祇園１丁目76番地　アルカディア祇園301号
債務者　横山　勝美
１　決定年月日時　平成30年１月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　戸髙　雅志
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月23日午後２時30分
５　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第３３２号
群馬県北群馬郡吉岡町大字大久保2167番地４　田中貸住宅Ｂ棟
債務者　半田千惠子
１　決定年月日時　平成30年１月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　入澤　裕樹
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月16日午前10時20分
５　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第１０号
三重県津市芸濃町椋本3533―２　ロイヤルふじ501、住民票上の住所三重県津市久居一色町174番地５
債務者　勝田　江美
１　決定年月日時　平成30年１月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　三浦　敏秀
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月27日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで　津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第５４５号
兵庫県加古川市野口町北野152番地の１シティハイムトルナーレ201号
債務者　藤原　麻紀
１　決定年月日時　平成30年１月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　竹内　彰
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月17日午前11時
５　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで　神戸地方裁判所姫路支部